

令和 3 年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 5 月 1 8 日

担当部・課：復興事業部宅地管理課〔内線 5 4 8 2〕

<b>① 件 名</b>	
東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の廃止について	
<b>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	
<p><b>【背景】</b> 東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、津波災害区域や地盤崩落などの自然災害から市民を守るため、住居の用に供する建築物の建築を制限する災害危険区域を平成 2 4 年 1 2 月 1 日告示により定め、同区域内から個別に住宅を移転する被災者に対し補助金を交付した。 災害危険区域内の被災世帯 6, 6 1 5 世帯のうちがけ地近接等危険住宅移転事業補助金申請のあった 6 9 3 件に対し補助金を交付したことで、当事業の目的が達成された。</p> <p><b>【目的】</b> 令和 2 年度で事業が完了したことから、当該補助金を廃止するもの。</p>	
<b>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	
<p><b>【根拠法令】</b> 社会資本整備総合交付金交付要綱 （平成 2 2 年 3 月 2 6 日国官会第 2 3 1 7 号） 住宅・建築物安全ストック形成事業対象要綱 （平成 2 1 年 3 月 2 7 日国住備第 1 5 9 号） 東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱 （平成 2 4 年石巻市告示第 3 4 4 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> 石巻市震災復興基本計画 第 3 章 施策の展開 施策大綱 2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す 2 住まいの再建 （1）恒久住宅の復旧・復興</p>	
<b>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	
平成 2 4 年 1 2 月	災害危険区域の指定 東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の制定（告示第 3 4 4 号） 受付開始
平成 2 6 年 9 月	消費税増税（5%⇒8%）に伴う要綱改正（平成 2 6 年 4 月 1 日適用）
令和 元年 7 月	物価上昇に伴う要綱改正（平成 3 1 年 4 月 1 日適用）
令和 元年 1 1 月	消費税増税（8%⇒10%）に伴う要綱改正（令和元年 1 0 月 1 日適用）
令和 3 年 3 月	補助金交付完了
<b>⑤主要内容</b>	
東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金を廃止するもの。	

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

災害危険区域内の被災者全員の再建が完了したことから影響はない。

※交付実績

平成24年度	21件	19,550,000円
平成25年度	207件	584,702,000円
平成26年度	182件	920,179,000円
平成27年度	130件	733,551,000円
平成28年度	68件	372,119,000円
平成29年度	31件	182,708,000円
平成30年度	27件	126,648,000円
令和元年度	16件	77,993,000円
令和2年度	11件	69,292,000円
計	693件	3,086,742,000円

⑦他の自治体の政策との比較検討

県内全自治体において東日本大震災に伴うがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付は令和2年度で完了している。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和3年3月31日 廃止告示（令和3年4月1日施行）

⑨その他

東日本大震災に伴う石巻市防災集団移転促進事業補助金についても廃止した。